

第 26 回自治体システム等標準化検討会

日 時：令和 7 年 1 月 22 日(水)

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

(座長)	
庄司 昌彦 (分科会長)	武蔵大学社会学部教授
後藤 省二 (構成員)	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
水島 聡史	神戸市地域協働局住民課係長
木野内 誠	筑西市企画部情報システム課課長補佐
中嶋 健裕	前橋市未来創造部参事兼情報政策課長
摩尼 真	町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長
高橋 登	日野市企画部参事兼情報政策課長
森 圭子	藤沢市市民自治部市民窓口センターセンター長補佐
大竹 芳弘	三条市総務部情報管理課課長補佐
相澤 修一	出雲崎町町民課長
熊谷 和泉	飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長
河合 明人	倉敷市市民課主幹兼デジタルガバメント推進室主幹
津留 薫	久留米市市民文化部市民課課長補佐
吉田 明央	京都府町村会理事兼企画振興課長
鈴木 健一	全国知事会調査第一部長
向山 秀昭	全国市長会行政部長
河野 功	全国町村会行政部長
萩野 敦	地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム 全国センター長
佐藤 勝己	地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長
吉田 稔	地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
千葉 大右	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
三木 浩平	総務省デジタル統括アドバイザー
犬丸 淳	総務省自治行政局住民制度課長
名越 一郎	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長
小牧 兼太郎	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長

志賀 真幸	総務省自治行政局地域DX推進室長
内藤 新一	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
井田 俊輔	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

（準構成員）

杉 優一	株式会社 RKKCS 企画開発本部 チーフ（代理出席）
上田 公子	Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長
新谷 則之	株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部 住民情報システム設計グループ課長
山崎 高広	株式会社電算開発本部ソリューション1部
藤野 正則	日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門 住民情報システム開発統括部 住民情報グループ プロフェッショナル
青木 弘明	株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ 公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部 ADWORLD強化センタ センタ長
大村 周久	富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部 社会保障・フロントソリューション事業部 シニアディレクター

【議事】

1. 日本人氏名の振り仮名を住基法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由の修正対応について
2. 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布に伴う対応について

【概要】

1. 日本人氏名の振り仮名を住基法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由の修正対応について
○事務局より、資料1「今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の修正点（案）」を用いて、日本人氏名の振り仮名を住民基本台帳法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由の修正対応案を提示。
→特段の意見無し。
2. 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布に伴う対応について
○事務局より、資料1「今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様

書の修正点（案）」を用いて、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の公布に伴う対応を提示。

○氏名の振り仮名のうち、氏については戸籍筆頭者が確認し、旧氏の振り仮名は、本人が確認するが、確認者が異なるため、同一人物が異なる二つの振り仮名を持つ場合があるものと想定するが問題ないか。また、「本人確認フラグ」を発行する場合、確認者の違いは問題とならないか。

→住民票に旧氏の振り仮名を記載する場合に、当該氏の振り仮名について従前戸籍の除籍時点で記載されている場合は当該氏の振り仮名を住民票に記載するため、一致することとなります。本人が除籍になった時点で従前戸籍において氏の振り仮名が記載されていない場合で、その後、戸籍筆頭者が当該戸籍に氏の振り仮名を記載した場合に、住民票の旧氏を本人からの請求に基づいて記載した場合に不一致ということは起こり得ますが、それはあくまでも本人の除籍に対する不一致ではないと理解しています。

「本人確認フラグ」は発行せず、「1.1.1 日本人住民データの管理」の実装必須機能に記載のとおり住民基本台帳法第 7 条に基づく住民票の記載事項として氏名及び旧氏の振り仮名が記載された場合に「氏名の振り仮名公証フラグ」と「旧氏の振り仮名公証フラグ」は別の項目として住民記録システムでは管理することとしております。

○自治体は、戸籍筆頭者が確認した氏について、住基ネットを利用し当該住人の本籍地を管理する自治体から確認された氏の振り仮名を取得する問い合わせ機能及び住民記録システムで確認された氏のステータスを管理できる機能は実装されるか。

→標準仕様書の「1.1.18 振り仮名・フリガナ」の考え方・理由に記載のとおり、本人の氏名の振り仮名は、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から、9条2項通知（住民票記載事項通知）によりCSを介して連携されることを想定しております。また、「4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知の取込」に記載のとおり、連携される際に適切に振り仮名公証フラグが管理されるものと理解しております。

○参考資料 2-4「住民記録システム標準仕様書【6.0 版】案_別紙_諸元表（見え消し）（修正箇所抜粋）.pdf」における「共通項目」の「旧氏・通称型」にかかる表示形式について、「旧氏+△+（旧氏のフリガナ）」との記載があるが、今回の改版では旧氏の振り仮名を「振り仮名型」に統一する変更が行われているため、「旧氏・通称型」に「（旧氏のフリガナ）」が設定されることはないのではないか。

→ご指摘のとおり旧氏・通称型が設定される各帳票の旧氏又は通称項目におい

ては、日本人住民について括弧書きにて旧氏のフリガナを記載することはないことから、旧氏・通称型の表示形式内「+△+（旧氏のフリガナ）」は削除いたします。

○参考資料 2-4「住民記録システム標準仕様書【6.0 版】案_別紙_諸元表（見え消し）（修正箇所抜粋）.pdf」における「共通項目」の「旧氏・通称型」にかかる注意事項について、日本人に係る記述の削除に伴い、同様に対応するものが無くなったため「通称のフリガナも同様に、」の記載は不要ではないか。

→ご指摘のとおり、注意事項を修正します。あわせて日本人住民については、請求に基づいた旧氏については同項目に引き続き記載することから注意事項を追記いたします。

以上